

組織的なアプローチ

- ・ 組織的なアプローチの重要性

この時間で学ぶこと

組織として支援を行っていくために必要な視点

(管理職・リーダーの役割と責務について)

利用者に対して（基本を大切に）

- ・法令を守る
- ・利用者中心の支援をする
- ・サービスの質の向上を求める
- ・意思決定支援・人格を尊重する
- ・連携を推進する

職員に対して（見える化を意識する）

- ・事業所の方針を共有する
- ・統一した支援と学びを大切にする
- ・虐待につなげないために
- ・地域とつながる

障害者総合支援法の理念・国民の責務

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

サービス事業者の責務

障害者総合支援法

第42条

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害者等の意思決定の支援に配慮する**とともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の**関係機関との緊密な連携**を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、**常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。**

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、**障害福祉サービスの質の向上**に努めなければならない。

3 指定事業者等は、**障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、**障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

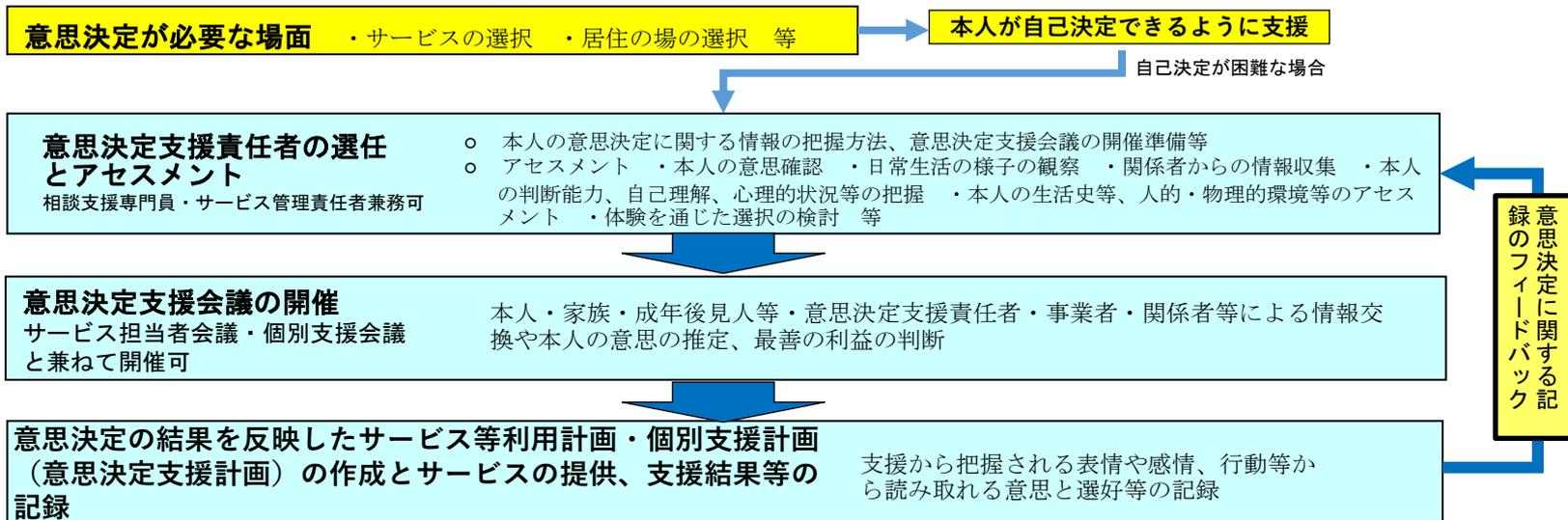
《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

- (1) 本人の判断能力
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2) 意思決定支援が必要な場面
 - ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
 - ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）
- (3) 人的・物理的環境による影響
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



連携を推進する



支援者間での協働

支援者間で情報や課題を日頃から頻繁にやりとりしておくことや違う事業所間でもすぐにやりとりができる関係を作っておくことが大切です。

事業所を超えたチームアプローチにおいては、相談支援専門員も重要な役割を果たします。協議会などで困難な事例を共有することも地域の中でチームアプローチの共通理解が進む良い手立てになります。

医療機関や家族との連携

どれだけ工夫しても行動が変わらないことに支援者は途方に暮れてしまいます。このようなときは、少し視点を広げて考えます。もしかしたら、本人が落ち着かない身体的要因があるかもしれません。身体的な要因については、医師に相談することになります。医師の診断により何かしらの疾患が見つかったり、精神的不安定さの要因が見つかるかもしれません。

また、現在の生活に本人が満足できていないのかもしれません。生活の中で満足感を生み出すために家族やヘルパーに協力してもらい、休日に外出の機会を確保することで生活全体に落ち着きが出てくるかもしれません。



組織・事業所の方針を共有する

事業所のめざすところを示して共に考えていくことで支援の方向性が理解され、困ったときに立ち戻る場所が明確になり、必要な手立て「統一した支援」が行いやすくなる。

ある事業所の統一した支援の目標の事例



一人の人として向き合う



誰もが快適に過ごせる環境を作る



常に学び続けていく



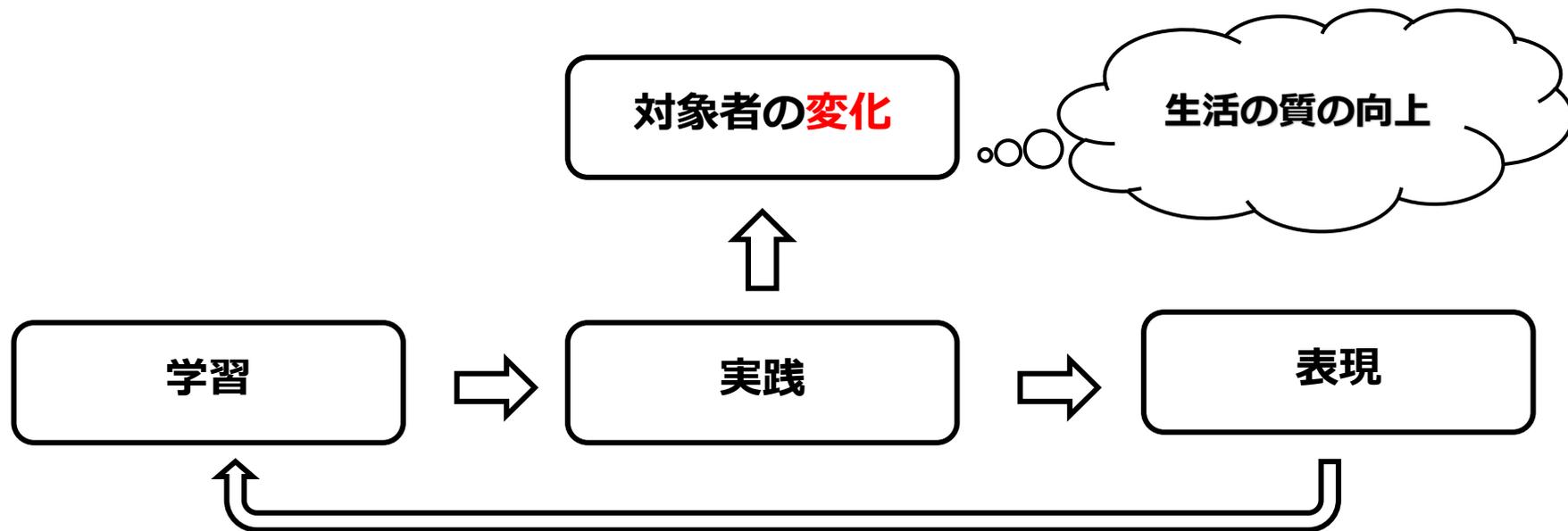
地域と連携していく

統一した支援と学びを大切にする

行動の背景要因や障害特性を理解して支援を組み立てる。
根拠を明確にして統一した支援を行うことが大切です。

- ・ アセスメントする。事前準備の時間をつくること
- ・ 定期的に記録を用いて振り返りの時間をつくること
- ・ 共有できる学びの機会を持つこと（強度行動障害支援者養成研修や虐待防止研修など）

それぞれの支援者のアプローチ

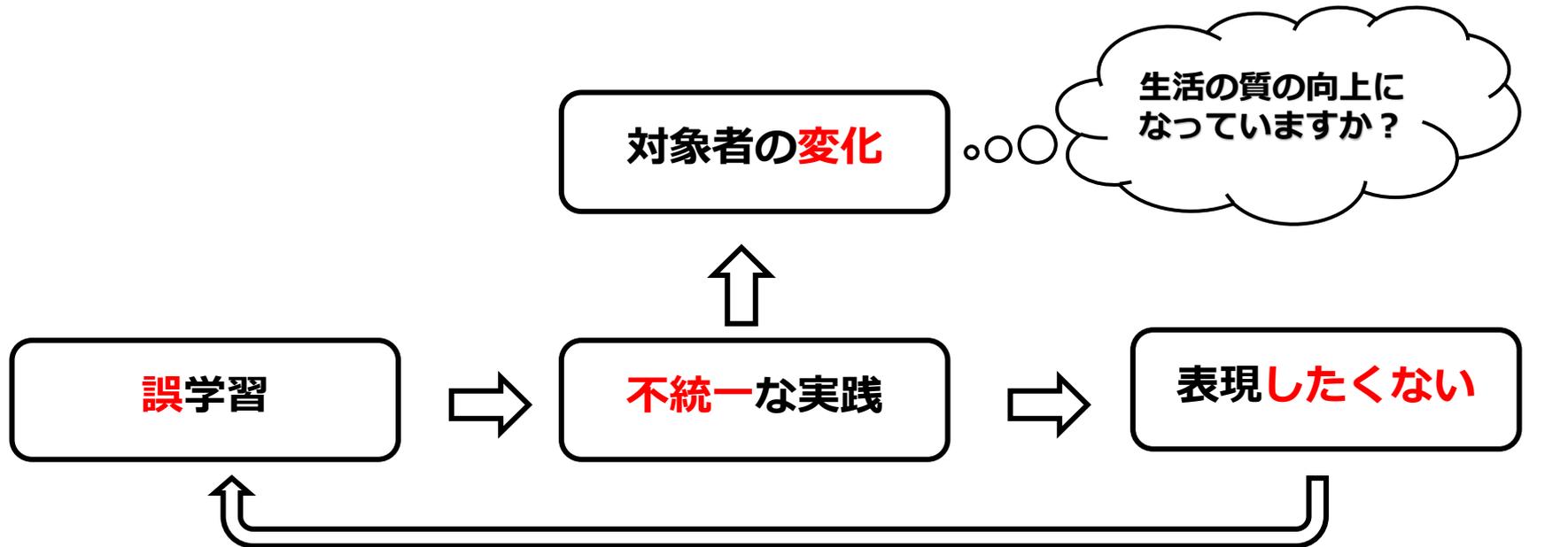


- ・ 研修の受講
- ・ 本やDVDなどで学ぶ
- ・ **OJT**を受ける

- ・ **情報を収集する** (アセスメント)
- ・ 構造化した環境を準備する
- ・ 体調に気を配る
- ・ 感覚に注目する
- ・ 強化子 (好きなことを調べる) を探す
- ・ 記録をつける

- ・ 日々の支援場面で **意見を述べる**
- ・ ケース会議で発言する
- ・ 支援の **まとめ** を発表する

それぞれの支援者のアプローチがうまくつながらない



OJTから学ぶ

➡経験者の考えや自分の経験からの学びになっていませんか？
他害や自傷などのつぴきならない場面に対応する時、待ってられない状況が生まれる。
結果
エビデンスより経験を優先しがちになりやすい。

情報を収集する

➡Aさんの時は落ち着いているのに？
確かに、落ち着いているけど・・・

自信を無くすBさん。
もやもやするCさん

意見を述べる

➡会議での発言に意味を見出せない
➡根拠がわからないので振り返れない
➡時には仲間の批判にも・・・

それぞれの支援者のアプローチから

長いトンネル➡ゴールが見えない <乗り越えるために工夫>

➡地道にデータを分析して、またやり直してみる

➡光が少し見えた➡支援の統一から生まれる対象者の変化をみんなで共有する！

乗り越える工夫・・・職員相互が応援する機会をつくる（事例紹介）

- ・外部の専門家を招いて支援者が思いを吐き出せる会議の機会
- ・仕事上の課題について自由に意見交換して実行する機会
- ・アイデアを出し合い、仲間を元気にする会議の機会

仕事上の課題を考えるワークショップから実行してみる機会

手順書を作成すること、記録を残していくこと。
どれも大事だけれど、時間がない・・・

チームで気持ちよく働きたいけど、休憩がうまくとれない・・・

職員との面談で聞かれた意見を他法人の方に相談したところ同じような悩みを持っていることがわかりました。
そこで、一緒に考える機会を作って課題に向き合いました。

すぐに解決！とはいかないかもしれませんが、いろいろなアイデアを共有して対応を続けていくことから、一人ひとり心の変化が生まれてきています。

背景要因をみんなで考えてより良い環境を作りたい

表面上見えている課題

- ・ 休憩時間が確保できない
- ・ 記録を書く、計画を立てるなどの時間がとれない

水面下の要因に
注目する

- ① コミュニケーション
 - ② 役割分担
 - ③ 職場の雰囲気
 - ④ 職場のルール
 - ⑤ 目標について
 - ⑥ 意思決定
 - ⑦ 職員の関係
 - ⑧ その他
- 背景にある要因



要因を決めつけず、広い
視点で意見を出してみる

- ① ②
 - ② ③
 - ④ ⑤
 - ⑥ ⑦
 - ⑧
- 改善や工夫アイデア

今回取り組みたいプラン
自分たちへの良い影響・利用者さんへの良い影響・コスト

仲間を元気づけるグループスーパーバイズを実施してみる

スーパーバイザー（スーパーバイズを受ける人、事例提案者など）に焦点をあてた討議や対話。

スーパーバイザーの関心、判断、助言を通じてスーパーバイザーが気づき、行動変容が促されることを目的とする。

スーパーバイザーの気づき、行動変容により、最終的には利用者との関係性に変化が生じ、利用者の行動変容に繋がることを求める。

事例検討とどこが違うの？

事例検討は、対象事例の支援方法を検討する。より良い支援方法はどのようなものか？グループ討議を行うことも多い。実践知を養うのに適している。

スーパービジョンは、スーパーバイザーが利用者（クライアント）にどのような関りをしているのか。そこで、スーパーバイザーが何を考え、何を感じ、何を学ぼうとしているのか？スーパーバイザーがくみ取りスーパーバイザーの学びをともに深めていく作業。

ここで紹介しているグループスーパーバイズは、全員で提案者を応援する会議。あまり多くの準備を求めない。1回の会議に長い時間を費やさない。参加者はアイデアを提供する。提案者はできそうなこと、採用したいアイデアを自由に選択することを基本にする。次回までにアクションすることを共有する形で実施する。回数を重ねていくうちに変化が・・・

虐待につなげないために

「だって仕方がないじゃない・・・」から不適切な支援が積み重なって
しまう。

定期的に振り返ることで、誰が見てもおかしくない支援につなげたい。

管理者として、以下のことを着実に行うことが大切です

- ・虐待防止委員会を組織して虐待防止計画を作成し、**定期的に**権利擁護が推進できているかについて検証しましょう。
- ・虐待防止研修をすべての職員に提供し、思考のアップデートを**定期的**に行いましょう。
- ・虐待防止のチェックリストや気になるできごとについて**定期的**に振りかえることで具体的な日々の支援の改善につなげましょう。
- ・身体拘束をせざるを得ない場合は、切迫性、非代替性、一時性について**定期的**検討して行動制限をしないで良い状況を目指しましょう。

虐待防止委員会とは？

- 運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、その具体的な組織としての取り組みとして「虐待防止委員会」の設置を推奨していましたが、**令和4年度から必置**となりました。**（全ての事業所が対象**となりました）
- 虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担うこととなります。
- 虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネジャーとして配置。
- 複数事業所があり、虐待防止マネジャーが複数名配置されている場合は各事業所間、マネジャー間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認ながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイント。

虐待防止委員会の主な役割

1. 虐待防止のための計画づくり
2. 虐待防止のチェックとモニタリング
3. 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに**緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

地域との連携を推進する

支援の組み立ての中で、うまくいかないことが出てきたとしても修正は可能だということを信じて、「変化が苦手」を言い訳にしないで、生活の質を高めることを目指して、できることから はじめてみましょう。

この時間で学んでいただいたこと

強度行動障害への支援で大切なこと

抱え込まないこと、孤立しないこと

先が見えないことにあせらないこと、認め合うこと

定期的にふりかえること、強みに目を向けること

少し勇気をだして声がかげられること、つながりを求めていくこと

小さな変化を分かち合えること